

林業・木材産業分野における外国人材の確保

政策提言先 林野庁、厚生労働省

政策提言の要旨

外国人技能実習制度において木材産業分野（職種：木材加工、作業：機械製材）は、本年7月に2号対象職種として追加されるようご尽力いただいておりますが、林業分野につきましては、まだ2号対象職種に設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、制度の趣旨である技術移転に支障をきたしています。

また、深刻な人手不足に対応し、外国人材の受入れを拡大していくために創設された在留資格の「特定技能」においても、林業・木材産業分野はその対象となっていません。

このため、研修生の知識・技能の取得並びに外国人材の確保に向け林業分野を技能実習2号に、林業・木材産業分野を特定技能制度1号に追加することを提言します。

加えて、外国人材の受入れに係る情報共有体制の強化を提言します。

【政策提言の具体的内容】

○ 技能検定制度の早期創設

林業分野の技能検定制度につきましては、全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターの取り組みを支援し、制度の早期創設に向け鋭意取り組んでいただいているところですが、着実に進むよう引き続き積極的な支援をお願いします。

○ 外国人技能実習制度への職種追加

林業分野の技能検定制度の創設後は、速やかに外国人技能実習制度における2号対象職種（在留期間2年）への林業分野の追加をお願いします。

○ 特定技能制度への職種追加

林業・木材産業分野の外国人技能実習制度における2号対象職種への追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加をお願いします。

○ 林業・木材産業分野における外国人材の受入れに関する情報共有体制の強化

今後、外国人材の受入れが円滑に進むよう、技能実習生等の外国人材の受入れにおける労働安全の確保をはじめとする課題や対応策、受入れに関する支援などの先進的な取組事例の情報を林業事業体や地方自治体に提供していただきますようお願いいたします。

【政策提言の理由】

- 我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。
- 木材産業分野（職種：木材加工、作業：機械製材）は、本年7月に2号対象職種として追加される見込みですが、林業分野については、2号対象職種に設定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技術移転を行う上でも課題となっています。

- このため、技能検定制度を早期に創設し、林業分野の外国人技能実習制度における2号対象職種への追加が必要です。あわせて、外国人材が労働力として活躍できるよう、特定技能制度1号の対象職種に林業・木材産業分野を追加することが不可欠です。
- また、本県においては、本年3月にベトナムの林業関連企業及び県内林業事業者と「林業振興のための連携と協力に関する協定」を締結し、外国人材の育成に向けた取り組みを進めていますが、林業・木材産業分野においては、外国人材の受入れ実績が少ないため、労働安全対策も含め受入れに当たっての経験やノウハウを共有していくことにより、林業事業者等における外国人材の受入れを円滑に進めていくことが重要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課